

通学区弾力化制度見直しのお知らせ

～指定校変更の基準を改正し、平成26年度から実施します～

本市が平成13年度に導入した、指定校よりも近い学校に通うことができる「通学区弾力化制度」は、通学の安全性確保など一定の効果をもたらした一方で、子どもや家庭と地域との関係の希薄化が見られるなど、制度の弊害が指摘されています。

このため、PTA連合会、町会連合会、学校等の関係団体の代表者などで構成する検討委員会を設け、制度の適正なあり方について検討を重ねてきました。

その結果、許可基準に指定校までの距離要件を設け、その距離を超える場合のみ指定校変更を可能とするなどの提言がありました。

教育委員会では、検討委員会の提言内容を踏まえ、その対応について慎重に協議し、次の表のとおり制度の見直しを行うことにいたしました。

項目	見直し前	見直し後	実施時期
①通学距離による指定校変更の許可基準	指定校よりも隣接する通学区の学校の方が近い場合（受け入れる学校の施設等に支障がない場合に限る。）	指定校よりも隣接する通学区の学校の方が近く、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合 (1) <u>指定校までの通学距離が、小学校は1.5km、中学校は2kmを超えること</u> (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないこと	<u>平成26年度の指定校変更に係るものから実施します。</u> （平成25年度中の受け付けを含む。）
②教育的配慮	指定校変更して通学した小学校に隣接する中学校への進学等、一部地域に限り、中学校の指定校変更を許可	教育的配慮は、学校長の副申書により、いじめや不登校などの事情でやむを得ないと認められる場合に限定し、 <u>小学校から引き続いての中学校の指定校変更は、原則認めないこと</u> とします。	<u>1年間の経過措置を設け、平成27年度（現在の小学校5年生）から実施します。</u>
	入学時に兄・姉が指定校以外の学校に在学している場合は、同じ学校に通えるよう、指定校変更を許可（期間は、兄、姉の在学中）	見直し後の許可要件の対象外となる場合でも兄弟、姉妹の取扱いについては、 <u>従来どおり許可すること</u> とします。	

今回の見直しは、本来の指定校への通学という基本原則を踏まえつつ、指定校までの通学距離が著しく遠い地域の児童生徒には配慮し、新たに指定校までの具体的な距離要件を設けたものです。その距離は、児童生徒の体力や安全面において、片道30分以内の通学時間が望ましいという考え方に基づき設定しました。

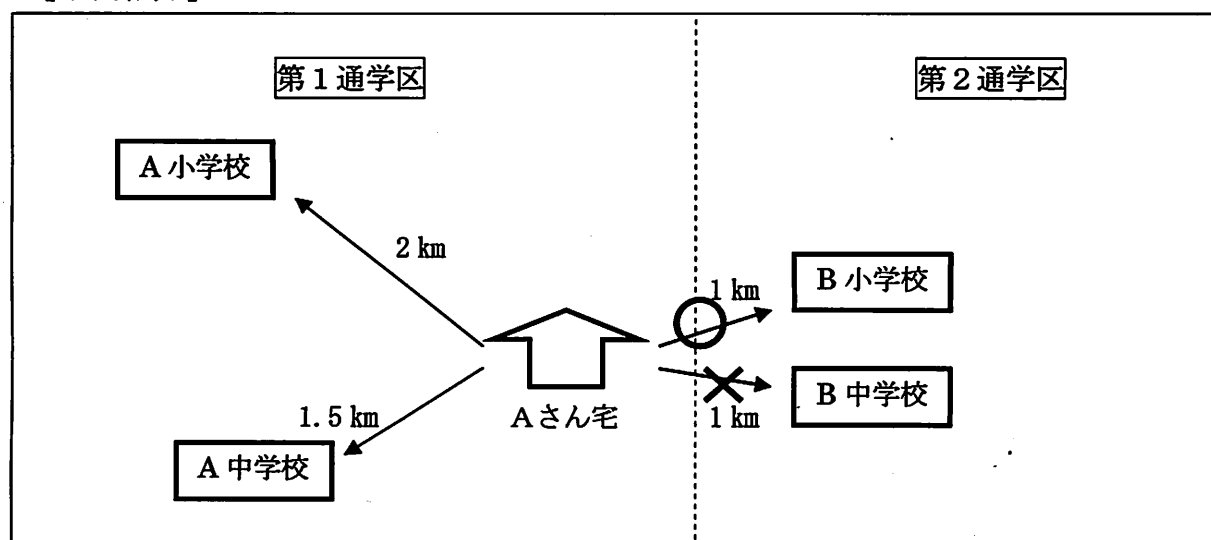
なお、この制度については、今後も定期的に検討の機会を設けていくこととしています。

問い合わせ 松本市教育委員会学校教育課 (☎33-9846 FAX34-3206)

【制度見直しに至る経過】

- | | | | |
|-----|-----|----|--|
| 13. | 4. | 1 | 通学距離を考慮した通学区の弾力化制度の導入 |
| 22. | 11. | 17 | 「市政まちかどトーク」で町会連合会が制度の見直しを要望 |
| 23. | 12. | 16 | 「市政まちかどトーク」で町会連合会が前年と同様の要望 |
| 24. | 5. | 2 | 市議会から制度の検証と関係者による検討委員会を設置し方向性を見出してほしいとする提言 |
| | 6. | 13 | 市議会一般質問で指定校変更の基準見直しの要望 |
| | 7. | 17 | 関係団体の代表者等で構成する通学区弾力化制度検討委員会を設置(年内に6回開催) |
| | 12. | 19 | 検討委員会から通学区弾力化制度に関する提言 |
| 25. | 1. | 17 | 教育委員協議会において提言内容に対する基本的な考え方を協議 |
| | 2. | 11 | 教育委員協議会において提言内容に対する対応案を協議 |
| | | 15 | 定例教育委員会において制度の見直しについて協議し、決定 |
| | 3. | 7 | 市議会(教育民生委員会)に制度の見直しについて報告 |

【事例紹介】



【見直し前】

- ・第1通学区のAさん宅は、小学校、中学校ともに隣の第2通学区の学校の方が近いため、それぞれ指定校変更が可能でした。



【見直し後】

- ・小学校は、指定校(A小学校)までの距離が1.5 kmを超えるため、B小学校に指定校変更することも可能です。
- ・中学校は、指定校(A中学校)までの距離が2 km以内であるため、B中学校への指定校変更はできません。